

## 市第31号議案

### 横浜市市税条例の一部改正

横浜市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年9月8日提出

横浜市長 林 文子

### 横浜市条例（番号）

#### 横浜市市税条例の一部を改正する条例

第1条 横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第26条中「各号に掲げる者」を「いずれかに該当するもの」に改め、同条第1号中「控除対象配偶者または」を「同一生計配偶者又は」に改める。

第29条の2第1項中「100分の6」を「100分の8」に改める。

第44条中「家屋の専有部分に係る建物の区分所有等に関する法律第2条第2項の」を「区分所有に係る家屋の建物の区分所有等に関する法律第2条第3項に規定する専有部分（以下この条において「専有部分」という。）に係る同法第2条第2項に規定する」に、「家屋に係る」を「区分所有に係る家屋に係る」に、「第352条」を「第352条第1項及び第3項」に、「あん分した」を「按分した」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 区分所有に係る家屋のうち、建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第1項第1号に規定する建築物であって、複数の階に人の居住の用に供する専有部分を有し、かつ、その専有部分の個数が2個以上のもの（以下この項において「居住用超高

層建築物」という。) に対して課する固定資産税については、その居住用超高層建築物の専有部分に係る区分所有者は、法第10条の2第1項及び前項の規定にかかわらず、その居住用超高層建築物に係る固定資産税額を、法第352条第2項及び第3項に定めるところによって按分した額を、その各区分所有者のその居住用超高層建築物に係る固定資産税として納付する義務を負う。

第44条の2の見出し中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第44条の3の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「あん分」を「按分」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に、「1月1日以後」を「1月1日から起算して」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項の被災市街地復興推進地域（以下この条及び第57条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。以下この条及び第57条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第4項中「あん分」を「按分」に、「1月1日以後」を「1月1日から起算して」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市

街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加える。

第47条に次の3項を加える。

- 2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 3 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 4 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

第47条の3の次に次の1条を加える。

第47条の4 法第349条の3の4の規定の適用を受ける償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、法第349条の3の4に定める額とする。

第57条の2中「1月1日以後」を「1月1日から起算して」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加える。

附則第9条第1項中「第33項、第36項、第39項並びに第40項」を「第32項、第37項、第44項並びに第45項」に改め、同条第7項及び第8項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を削り、同条に次の2項を加える。

10 法附則第15条第44項に規定する固定資産に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第45条、第46条又は第130条第1項の規定にかかわらず、法附則第15条第44項に規定する年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に3分の1（当該固定資産が法第389条の規定の適用を受ける場合にあっては、2分の1）を乗じて得た額とする。

11 法附則第15条第45項に規定する土地に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第45条又は第130条第1項の規定にかかわらず、法附則第15条第45項に規定する年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に2分の1を乗じて得た額とする。

附則第12条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に改める

。

附則第13条の3を附則第13条の2の3とし、同条の次に次の2条を加える。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税に関する特例）

第13条の2の4 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定

する特例適用利子等については、第27条及び第29条の2の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第29条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第29条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第13条の2の4第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- (2) 第29条の6の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第13条の2の4第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第1号中「もしくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（

同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項(同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(3) 附則第5条の規定の適用については、同条中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第13条の2の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等(以下この項において「特例適用配当等」という。)については、法第313条第12項及び第13項の規定は、適用しない。この場合において、特例適用配当等については、第27条及び第29条の2の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第29条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところに

よる。

- (1) 第29条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第13条の2の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。
- (2) 第29条の5及び附則第5条の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第13条の2の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。
- (3) 第29条の6の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第13条の2の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第1号中「もしくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税に関する特例）

第13条の3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第27条及び第29条の2の規定にかかわらず、他の所

得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第29条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第29条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第13条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。
- (2) 第29条の6の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第13条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第1号中「もしくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補填金等に係る雑所

得等の金額」とする。

- (3) 附則第5条の規定の適用については、同条中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第13条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（以下この項において「条約適用配当等」という。）については、法第313条第12項及び第13項の規定は、適用しない。この場合において、条約適用配当等については、第27条及び第29条の2の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第29条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。
- 4 前項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第29条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第13条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」とする。
  - (2) 第29条の5及び附則第5条の規定の適用については、これ

らの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第13条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

- (3) 第29条の6の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第13条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第1号中「もしくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

附則第13条の4第2号中「及び床面積」を「、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積」に改め、同条第4号中「費用」の次に「の額」を加える。

附則第13条の5第3号中「附則第12条第28項各号」を「附則第12条第30項各号」に改め、同条第5号中「政令附則第12条第29項に規定する」を削る。

附則第13条の6の2を附則第13条の6の4とし、附則第13条の6の次に次の2条を加える。

（特定耐震基準適合住宅に対して課する固定資産税の減額に関する申告）

第13条の6の2 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅（以下この条において「特定耐震基準適合住宅」という。）について同項の規定による固定資産税の減額を受けようとする納税義務者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る

法附則第15条の9第1項に規定する耐震改修（以下この条において「耐震改修」という。）が完了した日から3月以内に、法附則第15条の9の2第2項に規定する総務省令で定める書類を添付して、次に掲げる事項を記載した申告書により市長に申告しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 特定耐震基準適合住宅の所在、建築年月日、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 耐震改修が完了した年月日
- (4) 耐震改修に要した費用の額
- (5) その他市長が必要と認める事項

（特定熱損失防止改修住宅等に対して課する固定資産税の減額に関する申告）

第13条の6の3 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定による固定資産税の減額を受けようとする納税義務者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事（以下この条において「熱損失防止改修工事」という。）が完了した日から3月以内に、法附則第15条の9の2第6項に規定する総務省令で定める書類を添付して、次に掲げる事項を記載した申告書により市長に申告しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、建築年月日、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積

- (3) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (4) 熱損失防止改修工事に要した費用の額
- (5) その他市長が必要と認める事項

附則第13条の7第1項中「この項及び次項並びに次条第1項及び第2項」を「この条から附則第15条の10まで」に改め、「準用するこの項から」との次に「、「次条第1項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する次条第1項」とを加え、「場合にあっては」を「場合には」に改める。

附則第13条の8第1項中「この項から」の次に「第11項まで及び次条第4項から第6項まで」を、「準用するこの項から」の次に「第11項まで」を、「、」と、「第1項」の次に「又は次条第1項若しくは第4項」を加え、「場合にあっては」を「場合には」に改め、「この条」と、「第1項」の次に「又は次条第1項若しくは第5項」を、「第352条第1項」及び「及び「同条第1項」の次に「又は第2項」を加える。

附則第13条の8の次に次の2条を加える。

(特定耐震基準適合住宅に対して課する都市計画税の減額)

第13条の8の2 法附則第15条の9の2第1項から第3項までの規定は、昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に特定耐震基準適合住宅（同条第1項に規定する特定耐震基準適合住宅をいう。）となったものに対して課する都市計画税について準用する。この場合において、同項中「この項から第5項まで」とあるのは「横浜市市税条例（以下「条例」という。）附則第13条の8の2第1項において読み替えて準用するこの項から第3項まで

」と、「この項から第3項まで」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用するこの項から第3項まで」と、「既にこの項」とあるのは「既に同条第1項において読み替えて準用するこの項」と、「以下この項において」とあるのは「以下同条第1項において読み替えて準用するこの項において」と、「あつてはこの項」とあるのは「あつては同条第1項において読み替えて準用するこの項」と、同条第2項中「前項」とあるのは「条例附則第13条の8の2第1項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する前項」と、同条第3項中「前項」とあるのは「条例附則第13条の8の2第1項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する前項」と、「第1項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する第1項」と読み替えるものとする。

- 2 附則第13条の6の2の規定は、前項において読み替えて準用する法附則第15条の9の2第1項の規定による都市計画税の減額を受けようとする場合について準用する。この場合において、附則第13条の6の2中「同項」とあるのは、「附則第13条の8の2第1項において読み替えて準用する法附則第15条の9の2第1項」と読み替えるものとする。

(特定熱損失防止改修住宅等に対して課する都市計画税の減額)

第13条の8の3 法附則第15条の9の2第4項から第7項までの規定は、平成20年1月1日以前から所在する住宅のうち、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に特定熱損失防止

改修住宅（同条第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅をいう。）又は特定熱損失防止改修住宅専有部分（同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分をいう。）となったものに対して課する都市計画税について準用する。この場合において、同条第4項中「この条」とあるのは「横浜市市税条例（以下「条例」という。）附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用するこの条」と、「第1項」とあるのは「条例附則第13条の8の2第1項において読み替えて準用する第1項」と、「既にこの項」とあるのは「既に条例附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用するこの項」と、「次項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する次項」と、「あつては、この項」とあるのは「あつては、同条第1項において読み替えて準用するこの項」と、同条第5項中「この条」とあるのは「条例附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用するこの条」と、「第1項の」とあるのは「条例附則第13条の8の2第1項において読み替えて準用する第1項の」と、「この項」とあるのは「条例附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用するこの項」と、「第352条第1項又は第2項」とあり、「同条第1項又は第2項」とあるのは「第702条の8第1項においてその例によるものとされる第352条第1項又は第2項」と、同条第6項中「前2項」とあるのは「条例附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用する前2項」と、同条第7項中「前項」とあるのは「条例附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する前項」と、「

第4項又は第5項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する第4項又は第5項」と読み替えるものとする。

- 2 附則第13条の6の3の規定は、前項において読み替えて準用する法附則第15条の9の2第4項又は第5項の規定による都市計画税の減額を受けようとする場合について準用する。この場合において、附則第13条の6の3中「これらの」とあるのは、「附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用する法附則第15条の9の2第4項又は第5項の」と読み替えるものとする。

附則第13条の9第1項中「平成29年3月31日」を「平成32年3月31日」に、「附則第13条の6の2」を「附則第13条の6の4」に改め、同条第2項中「附則第13条の6の2」を「附則第13条の6の4」に改める。

附則第17条第3項中「次項」を「以下この条（第5項を除く。）」に改め、同条に次の3項を加える。

- 5 法附則第30条第6項各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第73条第2号の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 6 法附則第30条第7項各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第73条第2号の規定の適用については、当該軽自動車平成

29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 7 法附則第30条第8項各号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第73条第2号の規定の適用については、当該軽自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第18条を次のように改める。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第18条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第75条の納期限（納期限の延長があったときは、その延長

された納期限) 後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(第77条から第78条までの規定を除く。)を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第2条 横浜市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第13条の2の4第1項及び第3項中「100分の3」を「100分の4」に改める。

附則第13条の3第1項及び第3項中「5分の3」を「5分の4」に、「100分の3」を「100分の4」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第29条の2第1項の改正規定及び第2条の規定は平成30年1月1日から、第1条中第26条の改正規定は平成31年1月1日から施行する。

(個人の市民税に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の横浜市市税条例(以下「新条例」

という。) 第29条の2第1項並びに第2条の規定による改正後の横浜市市税条例附則第13条の2の4第1項及び第3項並びに第13条の3第1項及び第3項の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成29年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 3 新条例第26条の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 4 新条例第47条第2項から第4項までの規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 5 新条例第44条第2項の規定は、平成29年1月2日以後に新築された同項に規定する居住用超高層建築物(同年4月1日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものを除く。)に対して課する平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年1月2日前に新築された地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第12号に規定する区分所有に係る家屋(以下この項において「区分所有に係る家屋」という。)及び同日以後に新築された区分所有に係る家屋(平成29年4月1日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものに限る。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 6 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29

年法律第2号。以下「一部改正法」という。) 附則第17条第9項に規定する管理協定に係る第1条の規定による改正前の横浜市市税条例(以下「旧条例」という。) 附則第9条第9項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 7 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧条例附則第9条第11項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 8 市長は、納付すべき軽自動車税(平成28年度以前の年度分のものに限る。)の額について不足額があることを横浜市市税条例第75条の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者(以下この項及び次項において「第三者」という。)にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者(当該第三者と一部改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係がある者を含む。以下この項及び次項において同じ。)に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(同条例第77条から第78条までの規定を除く。)を適用する。

- 9 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回するこ

とができない。

### 提 案 理 由

地方税法等の一部改正に伴い、関係規定の整備を図る等のため、横浜市市税条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

## 横浜市市税条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

## 第 1 条 関 係

（個人の均等割の税率の軽減）

第 26 条 第 21 条 第 1 項 第 1 号 の 者 の う ち 、 次 の い ず れ か に 該 当 す 各 号 に 掲 げ る 者 る も の 対 して 課 す る 均 等 割 の 税 率 は 、 前 条 の 規 定 に か か わ ら ず 、 年 額 1,500 円 と す る 。

(1) 均等割を納付する義務がある 同 一 生 計 配 偶 者 又 は 扶 養 親 控 除 対 象 配 偶 者 又 は 族

（第 2 号 省 略）

（所得割の税率）

第 29 条 の 2 所 得 割 の 額 は 、 課 税 総 所 得 金 額 、 課 税 退 職 所 得 金 額 及 び 課 税 山 林 所 得 金 額 の 合 計 額 に 、  $\frac{100}{100}$   $\frac{8}{6}$  を 乗 じ て 得 た 金 額 と す る 。

（第 2 項 省 略）

（区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税）

第 44 条 区 分 所 有 に 係 る 家 屋 対 して 課 す る 固 定 資 産 税 に つ い て は 、 そ の 区 分 所 有 に 係 る 家 屋 の 建 物 の 区 分 所 有 等 に 関 す る 法 律 家 屋 の 専 有 部 分 に 係 る 建 物 の 区 分 所 有 等 に 関 す る 法 律 第 2 条 第 3 項 に 規 定 す る 専 有 部 分（以下この条において「専 有 第 2 条 第 2 項 の 部 分」という。）に係る同法第 2 条 第 2 項 に規定する区分所有者（以下本節において「区分所有者」という。）は、法第 10 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に か か わ ら ず 、 そ の 区 分 所 有 に 係 る 家 屋 に 係 家 屋 に 係 る る 固 定 資 産 税 額 を 法 第 352 条 第 1 項 及 び 第 3 項 に 定 め る と ころ 第 352 条 に よ っ て 按 分 し た 額 を 、 そ の 各 区 分 所 有 者 の そ の 区 分 所 有 に 家 屋 に 係 る

係る家屋に係る固定資産税として納付する義務を負う。

2 区分所有に係る家屋のうち、建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第1項第1号に規定する建築物であって、複数の階に人の居住の用に供する専有部分を有し、かつ、その専有部分の個数が2個以上のもの（以下この項において「居住用超高層建築物」という。）に対して課する固定資産税については、その居住用超高層建築物の専有部分に係る区分所有者は、法第10条の2第1項及び前項の規定にかかわらず、その居住用超高層建築物に係る固定資産税額を、法第352条第2項及び第3項に定めるところによって按分した額を、その各区分所有者のその居住用超高層建築物に係る固定資産税として納付する義務を負う。

（法施行規則 第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第15条の3第2項及び第5項の規定による補正の方法の申出）

第44条の2 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定に第15条の3第2項による補正の方法の申出は、その家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない 行なわなければならない ならない。

（第1号から第4号まで及び第2項省略）

（区分所有に係る家屋の敷地の用に供されている土地等に対して課する固定資産税額の按分 あん分の申出）

第44条の3 法第352条の2第5項の規定による固定資産税額の按分 あん分の申出は、同項の共用土地納税義務者（以下「共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年12月25日までに次の各

号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(第1号から第4号まで省略)

(5) 法第352条の2第1項の規定により~~按分する~~<sup>あん分する</sup>場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

(第2項省略)

- 3 前2項の規定は、法第352条の2第6項の規定による固定資産税額の~~按分~~<sup>あん分</sup>の申出について適用する。この場合において、第1項中「第352条の2第5項」とあるのは「第352条の2第6項」と、「共用土地納税義務者（以下「共用土地納税義務者」という。）」とあるのは「特定被災共用土地納税義務者（以下「特定被災共用土地納税義務者」という。）」と、「毎年12月25日までに」とあるのは「法第349条の3の3第1項の被災年度（以下この条及び第57条の2において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（同項の避難の指示等（以下この条及び第57条の2において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、同項の避難等解除日（以下この条及び第57条の2において「避難等解除日」という。）の属する年が同項の被災年（以下この条及び第57条の2において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の~~1月1日から起算して~~<sup>1月1日以後</sup>3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度~~とし、法第349条の3の3第1項の被災市街地復興推進地域（以下この条及び第57条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除~~

日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。以下この条及び第57条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。）の初日の属する年の1月31日までに」とし、同項第2号中「第352条の2第1項の共用土地（以下「共用土地」という。）」とあるのは「第352条の2第6項の特定被災共用土地（以下「特定被災共用土地」という。）」とし、同項第3号中「共用土地」とあるのは「特定被災共用土地」とし、同項第4号中「共用土地納税義務者」とあるのは「特定被災共用土地納税義務者」と、「共用土地」とあるのは「特定被災共用土地」とし、同項第5号中「第352条の2第1項」とあるのは「第352条の2第3項」とし、前項中「前項」とあるのは「第3項の規定により読み替えて適用される前項」と、「共用土地納税義務者」とあるのは「被災共用土地納税義務者」とする。

- 4 第1項及び第2項の規定は、法第352条の2第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項の規定による固定資産税額の $\frac{\text{按分}}{\text{あん分}}$ の申出について適用する。この場合において、第1項中「第352条の2第5項」とあるのは「第352条の2第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「同項の共用土地納税義務者（以下「共用土地納税義務者」という。）」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項の特定仮換地等納税義務者（以下「特定仮換地等納税義務者」という。）」と、「毎年12月25日までに」とあるのは「被災年度の翌年度又は翌々年度（避難の指示等が行われた

場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の1月31日までに」とし、同項第2号中「第352条の2第1項の共用土地（以下「共用土地」という。）」とあるのは「第352条の2第7項の規定により同条第3項の被災共用土地（以下「被災共用土地」という。）とみなされる法第349条の3の3第3項の特定仮換地等（以下「特定仮換地等」という。）」とし、同項第3号中「共用土地」とあるのは「被災共用土地」とし、同項第4号中「共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「共用土地に係る区分所有」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る区分所有」と、「当該共用土地」とあるのは「当該被災共用土地」とし、同項第5号中「第352条の2第1項」とあるのは「第352条の2第3項」とし、第2項中「前項」とあるのは「第4項の規定により読み替えて適用される前項」と、「共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」とする。

（固定資産税の課税標準の特例）

第47条 （第1項省略）

2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

3 法第 349 条の 3 第 29 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

4 法第 349 条の 3 第 30 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

第 47 条の 4 法第 349 条の 3 の 4 の規定の適用を受ける償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、第 46 条の規定にかかわらず、法第 349 条の 3 の 4 に定める額とする。

第 57 条の 2 法第 349 条の 3 の 3 第 1 項の規定の適用を受けようとする者は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を、被災年度の翌年度又は翌々年度（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の 1 月 1 日から起算して 3 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の 1 月 1 日から起算して 4 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。）の初日の属する年の 1 月 31 日までに、市長に申告しなければならない。

（第 1 号から第 4 号まで省略）

附 則

（固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例）

第 9 条 法附則第 15 条（第 2 項第 1 号から第 3 号まで及び第 7 号、第 8 項、第 18 項、第 32 項、第 37 項、第 44 項並びに第 45 項を除く。以下この項において同じ。）、第 15 条の 2 又は第 15 条の 3 に規定する固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税

の課税標準は、第45条から第47条まで又は第130条第1項の規定にかかわらず、それぞれ法附則第15条から第15条の3までの規定に規定する額とする。

(第2項から第6項まで省略)

7 法 附則第15条第32項  
附則第15条第33項 に規定する設備（同項第1号に掲げるものに限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、同項に規定する年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に2分の1（当該設備が法第389条の規定の適用を受ける場合にあっては、3分の2）を乗じて得た額とする。

8 法 附則第15条第32項  
附則第15条第33項 に規定する設備（同項第2号に掲げるものに限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、同項に規定する年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に3分の1（当該設備が法第389条の規定の適用を受ける場合にあっては、2分の1）を乗じて得た額とする。

9 法附則第15条第36項に規定する家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第45条又は第130条第1項の規定にかかわらず、法附則第15条第36項に規定する年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に3分の2を乗じて得た額とする。

9  
10 法 附則第15条第37項  
附則第15条第39項 に規定する設備に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、同項に規定する年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税

標準となるべき価格に3分の2を乗じて得た額とする。

11 法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、同項に規定する年度分の固定資産税に限り、当該機器に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に4分の3を乗じて得た額とする。

10 法附則第15条第44項に規定する固定資産に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第45条、第46条又は第130条第1項の規定にかかわらず、法附則第15条第44項に規定する年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に3分の1（当該固定資産が法第389条の規定の適用を受ける場合にあっては、2分の1）を乗じて得た額とする。

11 法附則第15条第45項に規定する土地に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第45条又は第130条第1項の規定にかかわらず、法附則第15条第45項に規定する年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に2分の1を乗じて得た額とする。

（長期譲渡所得に係る個人の市民税に関する特例）

第12条 （第1項省略）

2 昭和63年度から $\frac{\text{平成32年度}}{\text{平成29年度}}$ までの各年度分の個人の市民税に限り、前項に規定する譲渡所得のうち、租税特別措置法第31条の2第1項の規定の適用がある譲渡所得に係る個人の市民税については、法附則第34条の2の規定を適用する。

（先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税に関する特例）

第13条の2の3 (本文省略)  
第13条の3

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税に関する特例)

第13条の2の4 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第27条及び第29条の2の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第29条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第29条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第13条の2の4第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

(2) 第29条の6の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第13

条の2の4第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第1号中「もしくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(3) 附則第5条の規定の適用については、同条中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第13条の2の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（以下この項において「特例適用配当等」という。）については、法第313条第12項及び第13項の規定は、適用しない。この場合において、特例適用配当等については、第27条及び第29条の2の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年

中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第29条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第29条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第13条の2の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第29条の5及び附則第5条の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第13条の2の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(3) 第29条の6の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第13条の2の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第1号中「もしくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対

象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税に関する特例)

第13条の3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第27条及び第29条の2の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第29条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第29条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第13条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第29条の6の規定の適用については、同条中「または山林

所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第13条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第1号中「もしくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

- (3) 附則第5条の規定の適用については、同条中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第13条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（以下この項において「条約適用配当等」という。）については、法第31条第12項及び第13項の規定は、適用しない。この場合において、条約適用配当等については、第27条及び第29条の2の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第29条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3

条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第29条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第13条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第29条の5及び附則第5条の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第13条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(3) 第29条の6の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第13条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第1号中「もしくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(耐震基準適合住宅に対して課する固定資産税の減額に関する申告)

第13条の4 法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅（以下この条において「耐震基準適合住宅」という。）について同項の規定による固定資産税の減額を受けようとする納税

義務者は、当該耐震基準適合住宅に係る同項に規定する耐震改修（以下この条において「耐震改修」という。）が完了した日から3月以内に、同項の規定に基づく総務省令で定めるところによる証明書及び当該耐震改修に要した費用を証する書類を添付して、次に掲げる事項を記載した申告書により市長に申告しなければならない。

（第1号省略）

- (2) 耐震基準適合住宅の所在、建築年月日、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積及び床面積

（第3号省略）

- (4) 耐震改修に要した費用の額

（第5号省略）

（高齢者等居住改修住宅等に対して課する固定資産税の減額に関する申告）

第13条の5 法附則第15条の9第4項に規定する高齢者等居住改修住宅又は同条第5項に規定する高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定による固定資産税の減額を受けようとする納税義務者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事（以下この条において「居住安全改修工事」という。）が完了した日から3月以内に、同条第6項に規定する総務省令で定める書類を添付して、次に掲げる事項を記載した申告書により市長に申告しなければならない。

（第1号及び第2号省略）

- (3) 政令附則第12条第30項各号に掲げる者に該当する者の氏名  
附則第12条第28項各号  
及び当該者が当該各号のいずれに該当するかの別

(第4号省略)

- (5) 政令附則第12条第29項に規定する居住安全改修工事に要した費用の額

(第6号省略)

(特定耐震基準適合住宅に対して課する固定資産税の減額に関する申告)

第13条の6の2 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅(以下この条において「特定耐震基準適合住宅」という。)について同項の規定による固定資産税の減額を受けようとする納税義務者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る法附則第15条の9第1項に規定する耐震改修(以下この条において「耐震改修」という。)が完了した日から3月以内に、法附則第15条の9の2第2項に規定する総務省令で定める書類を添付して、次に掲げる事項を記載した申告書により市長に申告しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 特定耐震基準適合住宅の所在、建築年月日、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 耐震改修が完了した年月日
- (4) 耐震改修に要した費用の額
- (5) その他市長が必要と認める事項

(特定熱損失防止改修住宅等に対して課する固定資産税の減額に関する申告)

第13条の6の3 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改

修住宅専有部分について、これらの規定による固定資産税の減額を受けようとする納税義務者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事（以下この条において「熱損失防止改修工事」という。）が完了した日から3月以内に、法附則第15条の9の2第6項に規定する総務省令で定める書類を添付して、次に掲げる事項を記載した申告書により市長に申告しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、建築年月日、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (4) 熱損失防止改修工事に要した費用の額
- (5) その他市長が必要と認める事項

（耐震基準適合家屋に対して課する固定資産税の減額に関する申告）

第13条の6の4 （本文省略）  
第13条の6の2

（耐震基準適合住宅に対して課する都市計画税の減額）

第13条の7 法附則第15条の9第1項から第3項までの規定は、昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち平成24年1月2日から平成30年3月31日までの間に耐震改修（同条第1項に規定する耐震改修をいう。）が行われたものに対して課する都市計画税について準用する。この場合において、同条第1項中「この条から附則第15条の10まで」とあるのは「横この項及び次項並びに次条第1項及び第2項」とあるのは「横浜市市税条例（以下「条例」という。）附則第13条の7第1項において読み替えて準用するこの項及び次項」と、「基準（同

条第1項において「耐震基準」という。)とあるのは「基準」と、「この項から」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用するこの項から」と、「次条第1項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する次条第1項」と、「平成18年1月1日から平成21年12月31日までの間に完了した場合には 場合には は あつては 当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日（当該耐震改修が完了した日が1月1日である場合には、同日。以下この項において同じ。）を賦課期日とする年度から3年度分、当該耐震改修が平成22年1月1日から平成24年12月31日までの間に完了した 場合には 場合にはあつては 当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度」とあるのは「平成24年1月2日から同年12月31日までの間に完了した 場合には 場合にはあつては 平成25年度」と、「を賦課期日とする年度分」とあるのは「（当該耐震改修が完了した日が1月1日である場合には、同日。以下この項において同じ。）を賦課期日とする年度分」と、「耐震基準適合住宅にあつてはこの項の」とあるのは「耐震基準適合住宅にあつては条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用するこの項の」と、「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、「限る。）にあつてはこの項の」とあるのは「限る。）にあつては同条第1項において読み替えて準用するこの項の」と、同条第2項中「前項」とあり、及び「同項」とあるのは「条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する前項」と、「当該市町村の条例で」とあるのは「同条第2項において読み替えて準用する条例附則

第13条の4に」と、同条第3項中「前項」とあるのは「条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する前項」と、「第1項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する第1項」と読み替えるものとする。

(第2項省略)

(熱損失防止改修住宅等に対して課する都市計画税の減額)

第13条の8 法附則第15条の9第9項から第12項までの規定は、平成20年1月1日以前から所在する住宅のうち、特定居住用部分(同条第4項に規定する特定居住用部分をいう。)において平成24年1月2日から平成30年3月31日までの間に熱損失防止改修工事(同条第9項に規定する熱損失防止改修工事をいう。)が行われたものに対して課する都市計画税について準用する。この場合において、同条第9項中「この項から第11項まで及び次条第4項から第6項まで」とあるのは「横浜市市税条例(以下「条例」という。)附則第13条の8第1項において読み替えて準用するこの項から第11項まで」と、「この項、」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用するこの項、」と、「第1項 又は次条第1項若しくは第4項」とあるのは「条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する第1項」と、「既にこの項」とあるのは「既に条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用するこの項」と、「次項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する次項」と、「第4項の規定の適用がある 場合には 同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分」とあるのは「特定居住用部分」と、「

あつてはこの項」とあるのは「あつては、同条第1項において読み替えて準用するこの項」と、「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、同条第10項中「この条」とあるのは「条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用するこの条」と、「第1項 又は次条第1項若しくは第5項」とあるのは「条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する第1項」と、「既にこの項」とあるのは「既に条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用するこの項」と、「第352条第1項 又は第2項」とあり、及び「同条第1項 又は第2項」とあるのは「第702条の8第1項においてその例によるものとされる第352条第1項 又は第2項」と、「第5項の規定の適用がある 場合には 同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分」とあるのは「特定居住用部分」と、「あつてはこの項」とあるのは「あつては、条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用するこの項」と、「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、同条第11項中「前2項」とあるのは「条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用する前2項」と、同条第12項中「前項」とあるのは「条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する前項」と、「第9項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する第9項」と読み替えるものとする。

(第2項省略)

（特定耐震基準適合住宅に対して課する都市計画税の減額）

第13条の8の2 法附則第15条の9の2第1項から第3項までの規定は、昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に特定耐震基準適合住宅（同条第1項に規定する特定耐震基準適合住宅をいう。）となったものに対して課する都市計画税について準用する。この場合において、同項中「この項から第5項まで」とあるのは「横浜市市税条例（以下「条例」という。）附則第13条の8の2第1項において読み替えて準用するこの項から第3項まで」と、「この項から第3項まで」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用するこの項から第3項まで」と、「既にこの項」とあるのは「既に同条第1項において読み替えて準用するこの項」と、「以下この項において」とあるのは「以下同条第1項において読み替えて準用するこの項において」と、「あつてはこの項」とあるのは「あつては同条第1項において読み替えて準用するこの項」と、同条第2項中「前項」とあるのは「条例附則第13条の8の2第1項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する前項」と、同条第3項中「前項」とあるのは「条例附則第13条の8の2第1項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する前項」と、「第1項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する第1項」と読み替えるものとする。

2 附則第13条の6の2の規定は、前項において読み替えて準用する法附則第15条の9の2第1項の規定による都市計画税の減

額を受けようとする場合について準用する。この場合において、附則第13条の6の2中「同項」とあるのは、「附則第13条の8の2第1項において読み替えて準用する法附則第15条の9の2第1項」と読み替えるものとする。

(特定熱損失防止改修住宅等に対して課する都市計画税の減額)

第13条の8の3 法附則第15条の9の2第4項から第7項までの規定は、平成20年1月1日以前から所在する住宅のうち、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に特定熱損失防止改修住宅（同条第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅をいう。）又は特定熱損失防止改修住宅専有部分（同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分をいう。）となったものに対して課する都市計画税について準用する。この場合において、同条第4項中「この条」とあるのは「横浜市市税条例（以下「条例」という。）附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用するこの条」と、「第1項」とあるのは「条例附則第13条の8の2第1項において読み替えて準用する第1項」と、「既にこの項」とあるのは「既に条例附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用するこの項」と、「次項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する次項」と、「あつては、この項」とあるのは「あつては、同条第1項において読み替えて準用するこの項」と、同条第5項中「この条」とあるのは「条例附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用するこの条」と、「第1項の」とあるのは「条例附則第13条の8の2第1項において読み替えて準用する第1項の」と、

「この項」とあるのは「条例附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用するこの項」と、「第352条第1項又は第2項」とあり、「同条第1項又は第2項」とあるのは「第702条の8第1項においてその例によるものとされる第352条第1項又は第2項」と、同条第6項中「前2項」とあるのは「条例附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用する前2項」と、同条第7項中「前項」とあるのは「条例附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する前項」と、「第4項又は第5項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する第4項又は第5項」と読み替えるものとする。

- 2 附則第13条の6の3の規定は、前項において読み替えて準用する法附則第15条の9の2第4項又は第5項の規定による都市計画税の減額を受けようとする場合について準用する。この場合において、附則第13条の6の3中「これらの」とあるのは、「附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用する法附則第15条の9の2第4項又は第5項の」と読み替えるものとする。

(耐震基準適合家屋に対して課する都市計画税の減額)

- 第13条の9 法附則第15条の10の規定は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条に規定する要安全確認計画記載建築物又は同法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物に該当する家屋（同法第7条又は同項の規定による報告があったものに限り、同法第8条第1項（同法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規

定による命令又は同法第12条第2項（同法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定による指示の対象となったものを除く。）のうち平成26年4月1日から平成32年3月31日  
平成29年3月31日までの間に法附則第15条の10第1項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものを受けて法附則第15条の9第1項に規定する耐震改修が行われたものに対して課する都市計画税について準用する。この場合において、法附則第15条の10第1項中「受けて耐震改修」とあるのは「受けて耐震改修（法附則第15条の9第1項に規定する耐震改修をいう。以下横浜市市税条例（以下「条例」という。）附則第13条の9第1項において読み替えて準用するこの項及び次項において同じ。）」と、「耐震基準に」とあるのは「法附則第15条の9第1項に規定する地震に対する安全性に係る基準として政令で定める基準に」と、「この条」とあるのは「条例附則第13条の9第1項において読み替えて準用するこの条」と、「係る耐震基準適合家屋にあってはこの項」とあるのは「係る耐震基準適合家屋にあっては同項において読み替えて準用するこの項」と、「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、「の耐震基準適合家屋にあってはこの項」とあるのは「の耐震基準適合家屋にあっては同条第1項において読み替えて準用するこの項」と、同条第2項中「前項」とあり、及び「同項」とあるのは「条例附則第13条の9第1項において読み替えて準用する前項」と、「当該市町村の条例で」とあるのは「同条第2項において読み替えて準用する条例附則第13条の6の4  
附則第13条の6の2に」と、同条第3項中「前項」と

あるのは「条例附則第13条の9第1項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する前項」と、「第1項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する第1項」と読み替えるものとする。

- 2 附則第13条の6の4の規定は、前項において読み替えて準用する法附則第15条の10第1項の規定による都市計画税の減額を受けようとする場合について準用する。この場合において、附則第13条の6の4中「同項」とあるのは、「附則第13条の9第1項において読み替えて準用する法附則第15条の10第1項」と読み替えるものとする。

(軽自動車税の税率の特例)

第17条 (第1項及び第2項省略)

- 3 法附則第30条第4項各号に掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条(第5項を除く。)において同じ。)に対する第73条第2号の規定の適用については、当該軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条(第5項を除く。)において同じ。)が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表及び第4項省略)

- 5 法附則第30条第6項各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第73条第2号の規定の適用については、当該軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条(第5項を除く。))が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指

定を受けた場合においては平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車  
が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定  
を受けた場合においては平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中  
欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第73条第2号の規定の適用については、当該軽自動車  
が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定  
を受けた場合においては平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車  
が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定  
を受けた場合においては平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中  
欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項各号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第73条第2号  
の規定の適用については、当該軽自動車  
が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定  
を受けた場合においては平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車  
が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号  
指定を受けた場合においては平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第18条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車  
が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以

上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第75条の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第77条から第78条までの規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

## 第2条関係

### 附 則

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税に関する特例）

第13条の2の4 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関

する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第27条及び第29条の2の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第29条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に $\frac{100}{100}$ 分の $\frac{4}{3}$ の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

（第2項省略）

- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（以下この項において「特例適用配当等」という。）については、法第313条第12項及び第13項の規定は、適用しない。この場合において、特例適用配当等については、第27条及び第29条の2の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項

において「特例適用配当等の額」という。) に対し、特例適用配当等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第29条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に $\frac{100}{100}$ 分の $\frac{4}{3}$ の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

（第4項省略）

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税に関する特例）

第13条の3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第27条及び第29条の2の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第29条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に $\frac{5}{5}$ 分の $\frac{4}{3}$ を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、 $\frac{100}{100}$ 分の $\frac{4}{3}$ の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

（第2項省略）

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例

法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（以下この項において「条約適用配当等」という。）については、法第31条第12項及び第13項の規定は、適用しない。この場合において、条約適用配当等については、第27条及び第29条の2の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第29条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に $\frac{5}{5}$ 分の $\frac{4}{3}$ を乗じて得た率（当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、 $\frac{100}{100}$ 分の $\frac{4}{3}$ の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

（第4項省略）